



**女性の平均賃金が男性より低いのは
残念ながら世界共通です。**

世界各地でこのキャンペーンに取り組んでいるのが働く女性たちの団体、BPWです。賃上げ闘争ではありません。賃金格差があることを様々な立場の方に理解してもらうために、各国の仲間が智恵を絞っているのです。

BPWとは？ Business and Professional Women の略で、日本 BPW 連合会が加盟する国際 BPW は、国連の経済社会理事会の諮問機関として一般協議資格を持つ NGO で、世界の100近い国と地域が加盟しています。日本 BPW 連合会は1958年に創立。2030年までにあらゆる分野で男女平等が実現されることを目指し、男女の賃金格差を“見える化”する「イコール・ペイ・デイ」活動、国連に若い女性を派遣する CSW インターン派遣事業、ヤング・スピーチコンテスト、男女格差指数(GGGI)改善を目指すイベント、職場での平等に向けたWEPsの普及・推進活動などを展開。内閣府男女共同参画推進連携会議の当初からの構成団体でもあります。2009年9月にNPO法人化し、2017年11月認定NPO法人として東京都に認定されました。

認定NPO法人日本BPW連合会

〒151-0053 渋谷区代々木 2-21-11 婦選会館 303
TEL03-5304-7874 FAX03-5304-7876

Email office@bpw-japan.jp URL http://www.bpw-japan.jp/

各地のイコール・ペイ・デイ

共通しているのは真っ赤なツールを使うこと。

赤は、赤字やレッドカードの意味だとか



BPW EPDで検索

YouTube で各国の活動をご覧ください

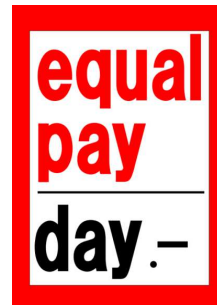
「同じ賃金を手にする日」

= 「イコール・ペイ・デイ」

2019年は、5月13日(月)です。

平均賃金が男性より低い女性は、男性の年収分を手にするには、1年より何日も余計に働く必要があります。

**女性が余計に働いてようやく同額を手にする日
それが「イコール・ペイ・デイ」です。**



日本では、男性が2018年の1年間で得た賃金と同額を女性が手にするためには1年では足りず、2019年の5月13日まで4カ月と13日余計に働かなくてははいけません。

日本は男女賃金格差大国。OECD ワースト3位

(34位韓国・33位エストニア・32位日本) OECD2015 データ <https://data.oecd.org/>

賃金の男女格差は...

2018年の一般労働者*の平均賃金

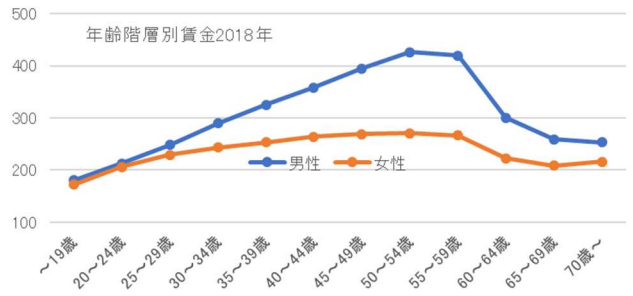
男性 337,600円 年齢43.6歳 勤続13.7年

女性 247,500円 年齢41.4歳 勤続9.7年

女性と男性の賃金格差は26.69%

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の「所定内給与額の推移」より。
※一般労働者＝常用労働者のうちから、短時間労働者を除く

働き盛りの差はもっと大きく！



「賃金構造基本統計調査」の第2表「性、年齢階級別賃金」より

賃金格差の理由は様々ですが...

- ・キャリアの中断？ ・勤続年数が少ない？ ・「ガラスの天井」？
- ・性別役割分担意識？ ・女性が多い職業の賃金水準のせい？
- ・アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）？ ・etc

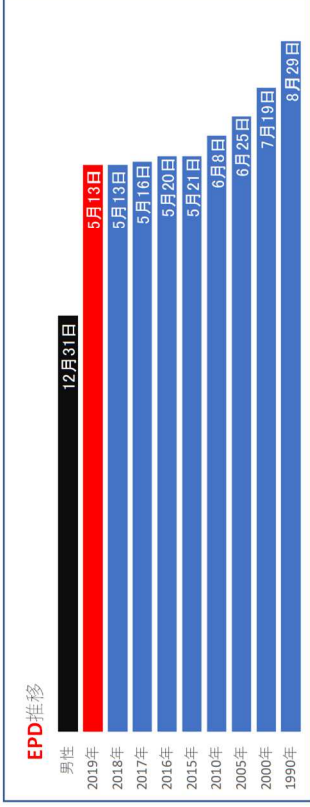
あなたの周りではどうでしょう...

一緒に考えてみませんか

同じ賃金を手にする日＝イコール・ペイ・デイ

2019年 イコール・ペイ・デイ (EPD) 5月13日

男性が1年間で得る賃金を、女性は1年を超えて働いてようやく同額となる日がイコール・ペイ・デイ (=同じ賃金を手にする日) です



性別別賃金の推移 (平成30年賃金構造基本統計調査 (全国) 結果の概況より) とイコール・ペイ・デイ

| EPD | 調査年 (前年) | 男女計 | | 賃金格差 (%) | | 格差分の日数C (男性の年収 / 女性の年収 - 365日) |
|-------------|----------|---------|----------|----------|-----------|--------------------------------|
| | | 賃金 (千円) | 賃金A (千円) | 賃金B (千円) | 女性賃金/男性賃金 | |
| 2019年 5月13日 | 30年 | 306.2 | 337.6 | 247.5 | 73.31 | 132.87日 |
| | 29年 | 304.3 | 335.5 | 246.1 | 73.35 | 132.59日 |
| | 28年 | 304.0 | 335.2 | 244.6 | 72.97 | 135.2日 |
| | 27年 | 304.0 | 335.1 | 242.0 | 72.22 | 140.42日 |
| | 26年 | 299.6 | 329.6 | 238.0 | 72.21 | 140.48日 |
| | 21年 | 294.5 | 326.8 | 228.0 | 69.77 | 158.17日 |
| | 16年 | 301.6 | 333.9 | 225.6 | 67.57 | 175.22日 |
| | 11年 | 300.6 | 336.7 | 217.5 | 64.60 | 200.04日 |
| | 平成元年 | 241.8 | 276.1 | 166.3 | 60.23 | 240.99日 |

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の「所定内給与額の推移」から、一般労働者 (常用労働者の短時間労働者を除いたもの) のデータを使用。

【Newイコール・ペイ・デイ算出方法】

- 格差分の日数を算出
男性の年収を得るのに女性の賃金では1年を超えて何日かかるか計算
男性の年収 (賃金A × 12カ月) ÷ 女性の年収 (賃金B × 12 / 365) - 365日 = 1年を超えた格差分の日数C
- 暦日付を算出
格差分の日数から暦日を算出、小数点以下は切上 (* 閏年は2月を29日計算)
格差分の日数C - 1月 (31日) - 2月 (28日) * - 3月 (31日) - 4月 (30日) ...

【計算方式変更】

これまでの、男女の賃金格差の比率から算出してきましたが、それでは男性賃金がベースになるため、今年から賃金の差額を得るために実際に女性が何日余分に働く必要があるか、女性の賃金の日割りで割り出す方式に変えました。

例：男性年収400万円、女性年収300万円の場合、25%の格差と100万円の差
従来方式：1年の25% (1/4) 働く必要がある、つまり3月末
新方式：年収300万の女性が不足の100万円を稼ぐには、1年の1/3働く必要がある、つまり4月末
資料：平成30年賃金構造基本統計調査 (全国) 結果の概況
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/fitr/an/roudou/chingin/kouzou/z2018/dl/01.pdf>

equal pay

day.

データの詳細はBPWのHP参照ください

<http://www.bpw-japan.jp/japanese/epd.html>

BPW EPD 検索